



人委第27号の41

平成10年3月27日

各任命権者様

人事委員会委員長 南谷 信子

妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の職務に専念する義務の免除等の承認について（通知）

平成9年9月25日、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示第105号）」が告示され、勤務の負担が妊娠の経過に影響を及ぼすとして、医師等から休憩に関する措置について指導を受けた旨妊娠中の女性労働者から申出があった場合には、事業主は当該女性労働者が適宜の休養や補食ができるよう、休憩時間を長くする、回数を増やす等休憩に関する措置を講じなければならないこと等が示され、平成10年4月1日から適用されることとなりました。これを受けて、標記のことについては、平成10年4月1日以降、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合は、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間（正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は当該職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間）、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号に規定する人事委員会の承認があったものとする。この場合において、任命権者が職務に専念する義務の免除をしたときは、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第4条第1項に規定する人事委員会の承認があったものとする。